

まつうら 農業委員会だより

第28号

令和8年1月1日発行

発行 松浦市農業委員会
編集 委員会だより編集委員会
TEL (0956) 72-1111
(内線232)



ドローンを利用した湛水直播

● 主な内容 ●	ページ
● 新年の挨拶.....	1
● 年頭のご挨拶（市長）.....	1
● 我が町のがんばる農業者.....	2～3
● 農業委員活動紹介.....	3
● がんばる新規就農者.....	4
● 全国農業新聞・農業者年金.....	5



- 定例農業委員会の開催日は原則として毎月27日です。
- 農地転用等申請受付期限は、毎月14日です。
(週休日の場合は前開庁日)
- 農地に関するお困り事は、地元農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局にご相談ください。

新年の挨拶

松浦市農業委員会

会長 佐々木 龍 二



新年明けましておめでとうござい
ます。

皆様におかれましては、お健
やかに初春をお迎えのこととお
慶び申し上げます。また、農業
委員会の活動にあたり、平素よ
り格別のご理解、ご協力を賜り
心より感謝申し上げます。

さて、昨年11月末に東京都で
開催された「全国農業委員会会
長代表者集会」（全国から18
00人が参集）に参加しました。
来賓として鈴木憲和・新農水省
大臣が出席され、直接、話を聞
くことができました。大臣は
「農は国の基（もとい）。先の
見通せる農政を進める。」と力
強く述べられました。昨年10月

末の大臣就任後の所信表明では、
「中山間地域農業」と「畜産業」
は「守るべき分野」になるとの
認識も示されています。

今後、具体的な施策が進めら
れていくこととなりますが、松
浦市農業委員会では、国の動き
をしつかりと見据え、各地区の
皆様のご意見等をお聞きしなが
ら、地域計画のブラッシュアッ
プ（見直し）を含め地域農業の
課題解決に向けた活動を進めて
まいります。本年も皆様のご理
解、ご協力のほど、どうぞ宜し
くお願い申し上げます。

結びに、新年が皆様にとつて
健康で実り多き良い年でありま
すことを祈念申し上げます、新年の
挨拶といたします。



年頭のご挨拶

松浦市長

友田 吉 泰



明けましておめでとうございます
ます。皆様におかれましては、
令和八年の新春をお健やかにお
迎えのこととお慶び申し上げま
す。また、日ごろから地域の農
業振興をはじめ市政の発展にご
尽力いただいておりますことに
対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、近年の飼料、肥料、燃
油等農業生産資材の高騰をはじめ、円安の進行もあいまつて、
輸入食料の価格が高騰し国内で
の食料品価格を押し上げ、農業
経営や国民生活に大きな影響を
及ぼしています。加えて、農業
従事者の高齢化や人口減少の進
行により、農業生産活動のみな
らず、地域資源（農地・水路等）
の保全体制の弱体化なども懸念

されています。

こうした課題に向き合い、持
続可能な農業を進めていくため、
本市においても生産基盤の強化
に取り組んでおり、昨年三月に
は農業経営基盤強化促進法に基
づく「地域計画」を全地区にお
いて策定したところです。地域
の皆様意見を反映した「地域
計画」を基に、その実現に向け
て関係者が一体となって取り組
むとともに、さらなる農業経営
の向上・生産基盤の強化等に向
けた施策を探索してまいります。

本年も引き続き、「第二次総
合計画」のもと、農業所得の向
上に向け、優良農地の維持・活
用、高収益作物への転換、担い
手の育成・支援などの取組を進
めてまいりますので、皆様のご
支援とご協力をお願い申し上げ
ます。

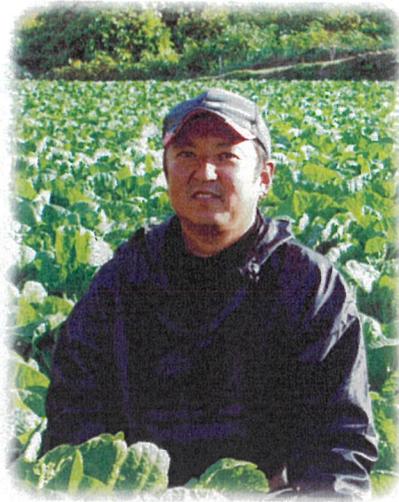
結びに、本年が皆様にとりま
して、健やかで輝かしい年とな
りますよう心から祈念申し上げ、
新年のご挨拶といたします。



「我が町のがんばる農業者」

「いい野菜をつくりたい」

やまのち
山内 裕明さん(42) 御厨町小船



現在、父母と妻の4人で、露地野菜480アール程のキャベツ、白菜、ブロッコリーを栽培する専業農家です。

私は、7年前までは会社員として17年程勤務していました。小さいころから父が働いている姿を見て、「すごいな。大変そうだな。」と感じていて、当時は父の手伝いを会社が休みの日にしていた程度でした。

農業を始めようと思ったきっかけは、当時市場に出荷で行った時、市場の方から父

が作った野菜は評判が良いと聞いていて、自分もそんな野菜を作って喜んでもらいたいなと思うようになりました。家族で話し合って、妻の理解もあり就農することになりました。

就農した当時は、する事がたくさんあり、ただ必死に父に言われたことをしていました。こんなに手間も時間もかけて野菜を大事に育てるから、いいものができるのかと身をもって感じました。頑張った分、収穫できた時はとてもうれしかったです。その後、何年か収穫を経験して、その作柄で予測しながら対応することが大切だと思えるようになりました。そして、野菜の生育にストレスのないように、有機物を使った土づくりをするように取り組んでいます。

近年、高温、異常気象、鳥獣被害など様々な影響で農家にはとても厳しい現状となっています。予測外のことも多々あり、ほんとに大変ですが、様々な課題に取り組んで、次世代の農業に繋げていけたらと思います。

本人執筆



やめよう！農地の無断転用

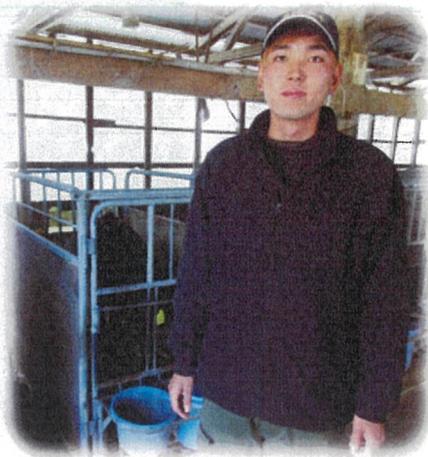
～農地を農地以外（宅地や駐車場など）の目的で使用する場合には、農地転用の許可が必要です。～

許可なく農地を転用する行為は農地法違反で、厳しい罰則が与えられます。

農地等の権利取得の効力を生じないだけでなく、工事の中止、原状回復の命令が出されることもあります。また、これらに違反した場合は、3年以下の懲役又は300万円以下（法人に対しては1億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

「師匠のような農家に」

とよかわ かずひろ
豊川 和弘さん(21) 福島町里



私は、高校在学中から5年間地元福島町のベテラン繁殖農家のもとで研修した後に令和6年に8頭の子牛を導入し就農2年目になります。現在は、師匠の経営を引き継ぎ繁殖和牛46頭をメインに、飼料作物9ヘクタール、水稲1.8ヘクタールの管理を家族3人でしています。他にも家畜人工授精師、削蹄師として活動しています。

繁殖農家として就農したばかりで子牛の体調管理や発育、受胎率などたくさんの課題がありますが師匠や先輩農家の方々のご指導のもと、よりよい子牛を生産できるように日々勉強することばかりです。いつか師匠のような地域を引っ張っていただけるような農家になることを目標にがんばります。

本人執筆

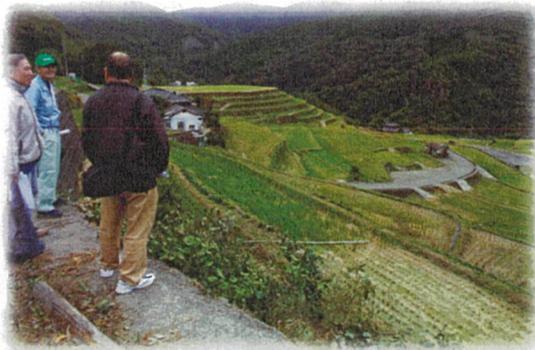
農業委員活動紹介

視察研修を行いました

11月11日、農業委員・農地利用最適化推進委員の農業に関する見識を広めることを目的とした日帰りの視察研修を実施し、長崎市にある『大中尾棚田保全組合』と波佐見町にある『百笑会プラス』を視察しました。



百笑会の講義(上) 大中尾棚田の視察(下)



農地を相続した際には届け出が必要です！

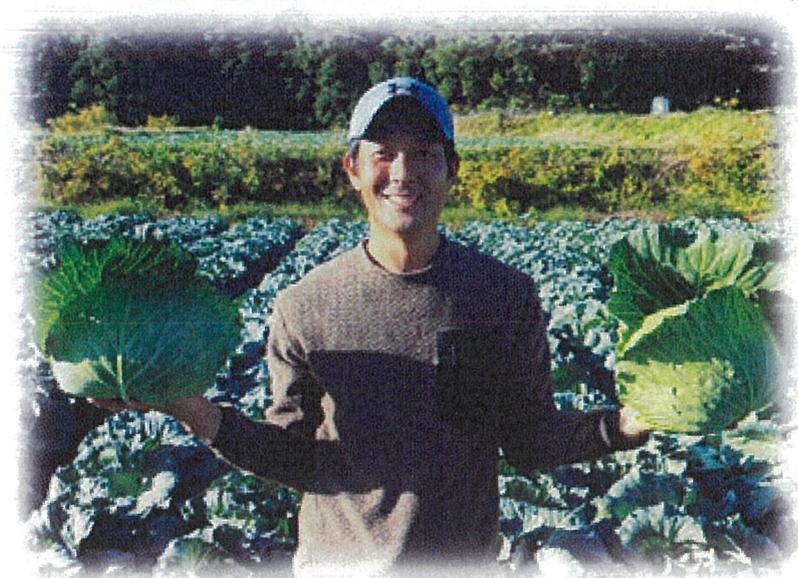
※相続等により農地を取得した方は、農業委員会にその旨を届け出ることが義務付けられています。

- 《届出が必要な人》 農地を相続した人
- 《届出の期間》 権利を取得したことを知った日から10か月以内
- 《届出に必要なもの》 ①農地法第3条の3の届出書 ②委任状（代理人が提出する場合）

がんばる新規就農者！

御厨町小船地区にて就農された菊屋裕司さんをご紹介します！

現在、露地野菜経営をされており、技術の研鑽に努め、日々奮闘しています。見かけられた際は、ぜひお声掛けをお願いします！



(認定新規就農者)
菊屋 裕司さん(36) 御厨町小船

私は後継者不足の課題に少しでも貢献したいという思いから農業を始めようと考えました。一般企業を退職後、浅田農園で約10年間、技術面、経営面の勉強をしました。浅田農園を退職後、認定新規就農者支援制度を活用して令和7年4月より就農しました。主にキャベツ、レタスを栽培しており、来年からはかんしょにもチャレンジする予定です。

就農したばかりで不安なことばかりですが、県・JA・市の指導や地元農家さんの助けを受けながら、一人前の農家になれるように日々頑張っています！

認定新規就農者支援制度について

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じるものです。

支援内容としては、資金の貸し付け(青年等就農資金)や新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)等があります。

計画は、就農に必要な農業技術の習得状況、就農時の農地や農業経営の規模・生産

方式・経営管理に関する目標等について、自らの将来計画を作成します。

《認定の流れ》

① 新規就農希望者 ↓ ② 青年等就農計画の作成 ↓ ③ 市町長へ提出 ↓ ④ 青年等就農計画の審査 ↓ ⑤ 青年等就農計画の認定 ↓ ⑥ 認定新規就農者

《認定のメリット》

○ 経営開始にあたっての農業施設や農業機械の導入に活用できる無利子の「青年等就農資金」の融資対象となる。

○ 新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金等)や松浦市認定新規就農者支援事業の交付要件となります。

※ 認定基準については市町によって異なります。

随時、就農に係る相談対応をしておりますので、お気軽に松浦市農林課までお問い合わせください！

問合せ先 0956-72-1111(内線227)





**全国農業新聞を
購読しませんか？**

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。

みなさんの購読のお申し込みをお待ちしております。

月4回金曜日発行
B3版十〜十四頁
購読料月額七百円



〔送料、税込み〕

お申し込みは、地元農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局
にお願いします。

電話 七二一—二二一
(内線 一三三三)

農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

☆農業に従事する方の老後の安心に役立ちます☆

国民年金+**農業者年金** ※早めの加入がすべてにおいてお得です！

特徴① 農業者の方なら広く加入できます (以下のすべてに該当)

- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上65歳未満の方

特徴② 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

- 自分がかけた保険料は全額年金として生涯受け取れます。
万が一80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取るはずの年金は、死亡一時金として遺族に支給されます。

特徴③ 保険料はいつでも変更できます

- 月々2万円から6万7千円まで(千円単位で)

メリット①

支払った保険料は確定申告で全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税対象になります。

メリット②

政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。
○一定の要件を満たす場合、月額20,000円の保険料に2割から5割の範囲で最大10,000円の補助あり

メリット③

35歳未満の若い農業者は通常加入保険料月額2万円が1万円で加入できます。

<お問い合わせ> 松浦市農業委員会又はお近くのJA窓口